

第8回八尾市男女共同参画審議会議事録（概要）

日 時：平成 27 年 8 月 25 日（火）午後 2 時～ 4 時

場 所：八尾市役所本館 8 階 第 2 委員会室

委 員：細見会長、関根副会長、段林委員、小松委員、二宮委員、的場委員、池尻委員、
大東委員、朴委員、梅本委員、西川委員

幹 事：太田市民ふれあい課長、吉川高齢福祉課長補佐、御前障害福祉課長、河野こども政
策課長、湯本地域子育て支援課子育て総合支援ネットワークセンター所長、福井産
業政策課長、本鍋田人権教育課長

八尾市：田中市長

事務局：松井人権文化ふれあい部長、網中人権文化ふれあい部次長、北野人権政策課長、
文珠人権政策課男女共同参画推進係長、福井人権政策課男女共同参画推進係主査

その他：プラン策定支援業務受託業者（株式会社地域社会研究所）

資料

- ・ 次第
- ・ 資料 1 「第 2 次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【総括表】
- ・ 資料 2 「第 2 次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】
- ・ 資料 3 「第 2 次 やお女と男のはつらつプラン」に掲げる指標と目標値
- ・ 資料 4 「男女共同参画への貢献度」一覧
- ・ 資料 5 審議会等の一覧表
- ・ 資料 6 平成 26 年度 相談事業実施状況
- ・ 資料 7 「第 2 次 やお女と男のはつらつプラン」総括報告書（案）
- ・ 資料 8 「（仮称）第 3 次 やお女と男のはつらつプラン」策定の方向性について
- ・ 資料 9 「（仮称）第 3 次 やお女と男のはつらつプラン」の基本的な考え方
- ・ 資料 10 国及び大阪府の新計画策定の方向性等について（参考資料）
- ・ 資料 11 「（仮称）第 3 次 やお女と男のはつらつプラン」策定スケジュール（案）

1. 開会

●事務局

ただ今より第 8 回八尾市男女共同参画審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、皆様にはご出席賜り誠にありがとうございます。本審議会は平成 22 年 4 月 1 日に施行されました八尾市男女共同参画推進条例に基づき設置されている審議会です。本市の男女共同参画の推進に関する重要事項等に関してご意見をお伺いすることを目的としています。本日は委員 11 名中 11 名の皆様にご出席いただき、当審議会規則の規定に照らし会議が成立しているこ

とをご報告いたします。なお、本会議は従前より公開としています。

本日の審議会の開会にあたり田中市長よりご挨拶申し上げます。

●田中市長

皆様こんにちは。本日はご多忙の中、出席賜りありがとうございます。

平成 22 年度に八尾市男女共同参画審議会が設置され、八尾市男女共同参画推進条例が施行して 6 年が経過しました。6 年というのは半端ではありますが、平成 23 年に策定した第 5 次総合計画について前期計画の見直しと後期計画の見直しを進めながら、計画を前倒ししたり遅らせたりしながら全体の計画を合わせてきた経緯がございます。第 3 次プランの策定は第 5 次総合計画（後期）とリンクする大切な重要事項であると認識しています。また、本市でも安倍内閣において、女性の活躍推進が進められていることを受け止め、今年度、各審議会の女性委員の登用率が 30%を超えました。目標の 35%までしっかりと取り組みを進めていくとともに、八尾のまちのなかで女性が輝くことができるような施策を盛り込んでいきたいと考えています。皆様の知見を活かし、それらを受け止め、来年度の第 3 次プランにしっかりと位置づけたいと思います。

●事務局

ありがとうございます。続いて本日出席の委員を紹介いたします。

—委員紹介—

次に、本日の資料を確認いたします。

—資料確認—

それでは、以後の進行は細見会長にお願いいたします。

2. 案件

(1)「第 2 次 やお女と男のはつらつプラン」の進捗状況について

●会長

案件 1「第 2 次 やお女と男のはつらつプラン」について事務局より説明をお願いします。

●事務局

案件 1 について、資料 1～資料 7 について説明いたします。

—資料説明—

●会長

資料 1 について質問です。3 ページに「6. 男女の職業生活と家庭・地域生活との両立支援」とあり、課題等の一つめに「平成 27 年度を計画期間の開始年度とする八尾市こどもいき

いき未来計画のもと・・・」という記述がありますが、「こどもいきいき未来計画」（以下、「未来計画」という。）は、「やお女と男のはつらつプラン」（以下、「はつらつプラン」という。）と並行して取り組むという位置づけにあるということですね。両者の計画はどのように関連しているのですか。

●幹事

未来計画は、平成 27 年 4 月に策定・公表した計画です。子どもに関する施策の展開は多岐にわたっていますが、男女共同参画計画と重なる施策も多くあります。例えば、未来計画において施策展開の一部として掲げているワーク・ライフ・バランスは、はつらつプランと重なる項目です。また、子どもの視点ということでは放課後の子どもの活動の充実やひとり親家庭等の自立支援もはつらつプランの中では謳われていますが、未来計画でも改めて施策の充実を訴えています。

●会長

今述べられた視点はすごく大切です。

男性の育児休業取得率について、はつらつプランでは数値目標を掲げています。子どもに関することでは一生懸命になる人が多いですが、男女の働き方や家庭責任についてはなかなか広がりが出てきません。未来計画でも男性の育児休業取得率の目標を定めているのですか。

●幹事

ワーク・ライフ・バランスは男性の育児休業取得にも関わる考え方です。しかし、ワーク・ライフ・バランスという言葉の浸透は進んできましたが、本市職員においても男性の育児休業の取得はなかなか進まない状況にあります。未来計画ではワーク・ライフ・バランスの普及啓発を取り組みの一つとして掲げていますが、具体的な数値目標の設定には至っていません。また、男性の育児参加の視点を大切にしており、今年度は民間企業における男性の育児参加を促す取り組みに対して助成を行います。現在、提案募集を終えたところであり、父子で参加する料理教室の開催などを男性の育児参加のきっかけづくりとして実施する提案などを受けています。様々な事業の実施を積み重ねていくことで、ワーク・ライフ・バランスの浸透を図りたいと考えています。

●会長

子ども所管課だけでなく、関係各課、機関と連携し具体的な事業展開をお願いします。縦割りで行うのではなく、関係各課、機関が知恵を出し合って、具体的に進めていただくことをお願いしたいと思います。

資料 3 では「育児休業制度を利用した人のいる事業所の割合」の数値が掲載されていませ

んが、平成 26 年度の調査をされていないということですね。平成 27 年度までの目標値である 30%は達成できそうですか。

●幹事

現在国では、女性の活躍推進のあり方について検討されているところです。本市においても、今年度、様々なライフステージにある女性と企業等の方々とで懇談会を実施し、女性が活躍するうえでの支障となっていることなどについて議論するとともに、課題の整理や来年度に予定されるアンケートの実施を考えています。これから委員を選出し、9月以降に会議の立ち上げを検討しています。

●会長

「育児休業・介護休業制度を整えている事業所の割合」は全く数値を把握されていないのですか。

●事務局

はい。

●会長

「育児休業制度を利用した人のいる事業所の割合」、「出産・育児・介護などによる退職者の再雇用制度を整えている事業所の割合」は資料 3 に掲載されているとおりですね。これらの項目は女性にとってどうであるということよりは、国の方針としては男女共に育児休業制度や再雇用制度等を利用しやすい環境をつくろうという考えです。今後実施されるアンケートというのは、このような視点も交えて行われるのですか。

●幹事

男女共に制度利用しやすい環境をつくるという視点をもって項目等を検討します。

●会長

平成 25 年度、26 年度と八尾市の男性職員の育児休業取得率は 0 %で推移していますが、そもそも育児休業取得の対象となる男性職員は何人いますか。

●事務局

平成 26 年度に子どもが生まれた男性職員は 74 人いますが、育児休業取得者は 0 人でした。参考数値ですが、平成 26 年度中に 1 人取得していると聞いています。

●会長

取得可能な子どもが生まれた男性職員が約70人もいることは、少子化社会の中で非常に喜ばしいことだと思いますが、なぜ男性職員は育児休業を取得しないのですか。男女共同参画を推進する努力が足りていないのでしょうか。

●幹事

本市の男性職員の育児休業の取得は、過去に1～2人の取得者がいましたが、なかなか取得が進んでいないという現状があります。民間企業に比べると育児休業以外の休暇制度が充実しているため、出産補助休暇や部分休暇、子どもの看護休暇を取得する男性職員は多数います。しかし、育児休業制度を利用して長期間の休暇を取得する男性職員は少ない現状です。また、経済的理由から長期の休暇取得をためらう職員もいます。こども政策課としては、育児休業を取得することで、子育てに対する見方が変わってくるかと思っておりますので、今後も引き続き育児休業制度の利用啓発を進めてまいります。

●会長

他の自治体では、育児休業取得対象の男性は10人程度ですが、1～2人の職員が育児休業を取得しています。育児休業は、何も半年間取らなければならないという制度ではありません。数日間や一週間の取得でも良く、育児休業を3日間取得して「イクメン」と呼ばれた知事もいます。育児休業制度等は役職のトップが率先して取得すべき制度です。京都府の男女共同参画課の課長は半年間の育児休業を取得しました。長すぎるとの批判もありましたが、市職員が率先して取得を推進していくべきではないでしょうか。74人も育児休業取得対象の男性職員がいて、取得者が0人というのは厳しい状況だと思いますので、男性職員の育児休業取得推進に取り組んでいただきたいと思います。現状については、せめて出産補助休暇の取得者を列記してはいかがでしょうか。「ママ・パパ教室を受講する男性の割合」は平成26年度40.5%となっており、目標数値の25%をはるかに上回っていることを考慮すると、市全体では育児に参加したいと考える男性が半数近くいるととらえることができますので、市民のこのような想いに応えるべく、行政はサポートしていただきたいと思います。

●委員

資料5の備考欄に「新規」とある審議会は新たに立ちあがった審議会のことですか。資料1の3ページ基本課題8の取り組み実績には「審議会等の新設又は委員の改選、補充に際し、審議会等所管課に対して、委員の人選に入る前に、女性委員の登用を促進する取り組みを行った」とありますが、新たな審議会が4つも立ちあがったのに、それらの委員構成比の女性比が半分も満たしていません。既存の審議会への女性登用は難しいと重々承知していますし、改選の際の比較表を見ると女性の委員数も増えていますが、女性の登用が図りやすい新規の

審議会ではなぜ女性の登用が進んでいないのですか。

また、資料6に八尾市男女共同参画センター「すみれ」における相談事業の状況が報告されていますが、面接相談では年間延べ72日（年間264枠）の相談日に対して、相談件数が205件となっており、それだけ悩みを抱える女性が多い状況が伺えます。それにもかかわらず、電話相談の相談件数が25件というのは少ないように感じます。電話相談は面接相談に比べて気軽に相談できるのではないかと思うのですが、なぜこんなにも相談件数が少ないのですか。開催日が年2回しかないことや、働く女性も多いので午前10時から午後4時という時間帯に電話をかけられないという課題や相談事業の啓発に課題があるのでしょうか。

●事務局

審議会等における女性委員の登用については、「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」に基づき、昨年度審議会を新設する際には所管課と事前協議を行いました。今年度7月時点でも70件を超える事前協議を実施しており、所管課の意識も向上していると感じています。委員の男女比が5：5に達していない実情はありますが、規定があったり専門性が求められるという課題がある中でも、女性委員の登用に関する説明を丁寧に行ってきました。新設の審議会等だけでなく、既存の審議会等の改選の際にも今後さらに女性委員の登用が進むよう説明していきます。

「すみれ」における相談事業の実績については、まだ分析しきれていませんが、電話相談件数が少ないという事実は認識しています。相談事業の実効性を高め、悩みを抱える女性の声をいかに拾い上げていくかということについて今後も検討を進めます。

●会長

委員の公募制についても検討願います。公募委員が0人の審議会が多いですが、なぜ公募できないのですか。課題を一つひとつチェックし、可能な対策は導入していただきたいと思っています。

●委員

資料3は、女性の社会参画の状況が数値化されており、目に見えてわかります。女性の活躍の場が広がるのは良いことですが、それによって職場や学校の雰囲気にもどのような変化が生じたのかということや、保護者や子ども、地域社会がそのことをどうとらえているのかということは把握されていますか。数値だけではなく、女性の社会参画によって社会がどのように変化したかということも示していく必要があると思います。数値が上がったから成果が出たということではありません。自治振興委員会においても女性が入ることで、今までと異なる発想ができたり、良くなっていると感じています。女性の社会参画による良い面が必ずあると思いますので、そういうことも成果として報告いただきたいと感じました。理屈で男

女比を5：5にするということではなく、5：5にしていこうという動機が生まれるように数値以外の結果も示して欲しいと思います。結果は数値で示さないといけないということはないと思いますので、変化の要素も言葉で表していただければ、次のステップに繋げていけるのではないのでしょうか。

●会長

課題や評価の中に、数値以外の変化も盛り込んでいただくようお願いします。

●委員

資料5を見て、審議会の多さに驚いています。委員が3～4人しかいない審議会もあるので、委員がおっしゃるように審議会の内容が充実しているのかどうかということも気になるところです。

●事務局

審議会の充実度ということになると、予算や財政、政策面からの指摘も入ってくるため、それらも考慮して、委員構成が図れていると思います。

●会長

審議会等が多すぎるという意見が出た旨を、報告しておいてください。

●委員

資料5をみると、例えば「56 八尾市つどいの広場事業に係る八尾市公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」は男性4人、女性1人という構成になっています。つどいの広場は在宅で子育てをされている親子が利用しており、そのような親子を支援しようという人が手をあげて事業に関わっています。男性委員はそのような女性の意見をどのような立場で聞いているのでしょうか。子育てにあまり関わっていない人たちが女性たちの意見を聞いてどのような判断を下すのだろうか心配になりました。

また、資料2の4ページでは具体的施策9における人権教育課の取り組みの課題及び今後の方向性について、「本市において、性同一性障害等を表明している幼児・児童・生徒はいない」とありますが、性同一性障害はなかなか言い出すことが難しい問題ですので、表明する子どもがいないからといって、性同一性障害を抱える子どもが0人ということではありません。中・高生になるにつれて、だんだんと自分の性認識を感じていきます。特に、八尾市の男女混合名簿の導入について小学校は100%、中学校は67%です。男女共同参画への貢献度が「A」となっていますので、このままの状態でいかれるのか、100%とめざして混合名簿の推進を図られるのか、いかがですか。

●幹事

現在、性同一性障害を表明している子どもはいませんが、各学校の教員の話を知っているとやはり気になる子どもがいるということで、体操服での登校を許可するなどの配慮が必要な場合も出てくる可能性もあると聞いております。性同一性障害は親に対しても相談しにくい場合がありますので、今後も配慮が必要な子どもへの見守りを続けていきます。

中学校では男女混合名簿の導入が 100%に達しておらず、各学校に対し指導・啓発を行っています。また、管理職に対して、平成 26 年度に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」の結果を踏まえて教育へのニーズが高いことを報告するなど、男女共同参画の啓発に努めています。

●会長

性同一性障害を表明している幼児・児童・生徒が「ない／いない」という表現は気にかかります。カミングアウトする子どもはなかなかいませんので、表明していないから性同一性障害が「ない」と結論づけてしまうのは大人の判断です。子どもの認識は違いますので配慮が必要です。また、文章を修正して終わりということではなく、性同一性障害が「ない／いない」と結論づけることが問題であると議論になったことを議論いただきたいと思います。

●幹事

「八尾市つどいの広場事業に係る八尾市公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」は保健や福祉に通じた庁内の職員で構成しています。つどいの広場の推進にあたり現場の意見として女性の意見を取り入れることが必要ですので、いただいたご意見を担当課にお伝えします。

●委員

委員は公募する方が良いのではないかと思いますので、公募しないのはなぜですか。検討をお願いします。

●幹事

担当課にお伝えします。

●委員

資料 2 の 33 ページでは施策 4 の平成 26 年度取り組み実績として「児童虐待担当課と連携して対応した相談延べ件数 15 件」とあります。資料 6 には相談件数が 507 件とありますが、15 件というのはどこが把握している相談件数なのですか。児童虐待の相談件数は今後 DV 関連のデータと一緒に報告してください。DV 被害者の中には加害者から逃げても子どものこ

とで面会を強いられることもありますし、子どもへの虐待が絡むと解決は難しくなります。裁判所は子どもへの虐待がなければ面会交流させる対応をとっています。しかし、子どもに対してどのような虐待があったかということは証明が難しく、母親たちは非常に困っています。離婚すれば済むことではなく、子どもとの関係の中で加害者との関わりが続いていきます。また、子どもの面前でのDVは子どものところを傷つけますが、裁判所にそのことを証明するのも困難です。虐待とDVの関係はDV被害者の自立の阻害にもなっており、DVとの関係の中で虐待を発見し、担当課につないだ件数や相談経路が明らかになると助かります。

●事務局

児童虐待の相談対象は、DV相談件数201件に含まれていますが、電話相談は含まれていません。実際、児童虐待担当課と連携して対応した相談延件数15件というのは、人権政策課で対応したDV相談件数86件のうちの15件です。DV被害により、心身に影響等を受けた子どもへの支援については、児童虐待等の相談機関と連携して対応を進めています。今後の資料作成において、関係機関との連携や対応等がわかるようにして欲しいというご要望を受止め、課題として検討します。

(2) 案件2「(仮称)第3次 やお女と男のはつらっプラン」策定の方向性について

●会長

案件2「(仮称)第3次 やお女と男のはつらっプラン」策定の方向性について事務局より説明をお願いします。

●事務局

案件2について、資料8～資料11について説明いたします。(資料7は説明省略)
—資料説明—

●会長

ご意見、ご質問等ありませんか。

●委員

会議に参加させていただいて、今感じていることは、男女共同参画も究極は人としてどう相手を大事に思うか、男性であっても女性であっても大事にするのか、というのが基本なのだ改めて感じています。案件1では、男女共同参画の事業を複数の所属が取り組んでいるということがよくわかりました。また、子どもの行事などには、保護者として参加している市の職員も多いようですが、育児休業の取得については進んでいないということがわかりました。休暇の使い方も一面的にとられることなく、制度を活用しながら男性職員が「イク

メン」になってくれることを期待します。

相談事業についてはどこに尋ねたら良いかわからないということもありますので、情報周知が大切だと思います。例えば、母子手帳にDVの相談窓口の情報が掲載されていますが、これは加害者である男性に相談窓口の情報が知られないように考えて、母子手帳に掲載されたということを知ったことがあります。

●委員

大阪府内の市町村でもデートDVの予防啓発事業が進められており、八尾市においても、DVやデートDVの対策が進められていると聞いていますが、第3次プランにも、デートDVの予防啓発が盛り込まれるのですか。例えば、吹田市ではデートDVの予防啓発として中学生のためのプログラムが進められています。これからの中学生や高校生はネット社会で生きていきますので、トラブルに対する予防啓発が大切です。また、平成26年度に実施された「男女共同参画についての市民意識調査」の結果から、現状と課題が書かれていますが、市民意識調査の対象が18歳以上であったため、若者の意見が反映されていないように思います。現代はLINEいじめやスマホ中毒ということも問題になっていますし、第3次プランには子どもたちに対するネット社会の予防啓発の視点をぜひ取り入れてください。また、人権相談などで聞かれる若者たちの生の声を踏まえつつ、若者のサポートや女性の貧困なども含めて予防啓発の視点が大事であると感じます。

●会長

子どもをめぐる環境は変化しており、どんな人権侵害が起こっているのか認識が追いつきません。審議会で時間を設けて子どもをめぐる人権侵害についてレクチャーを受けても良いかもしれません。また、未来計画と共通する点も多いのではないのでしょうか。

●委員

資料9の基本目標Ⅱ－基本課題(3)の取り組み(例)の記述について、「障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え」という表記がありますが、「障がいあること」、「外国人であること」と、人を表す表現が並んでいるのに、「同和問題等」という表現は何を指しているのか曖昧に感じます。いわゆる「同和地区住民」を指しているのではないかと思うのですが、なぜこれだけ、「同和問題等」となるのでしょうか。「障がい者問題」とか「外国人問題」というように並ぶのならわかるのですが。

●会長

「同和問題等」の表記を、削ったほうが良い、というご意見ですか。

●委員

「同和地区住民」と明確に書けばよいと思います。

●事務局

資料9に掲載している取り組みは例示のため、今後ご指摘の表現も含めて検討します。

●会長

同和という言葉は、法的にはどうなっているのですか。使わないということではなかったですか。

●事務局

語句の使用を規制した法律はありません。また、法律という意味では、平成14年3月末をもって特別措置に関する法律は終了しています。委員のご指摘は、「障がいがあること」や「外国人であること」と同様に、「同和問題等」ということではなく人を表す表現にしてはいいかかというご提案であると理解しています。

●委員

表現についてはよく検討された方がよいと思います。

●会長

同和地区という名詞はなくなったという規定があったように記憶していますが、どうですか。

●委員

行政用語と現状に齟齬が生じる部分だと思います。またまだ、目には見えない差別があります。以前は貧困や様々な差別が課題としてあり、その中で同和ということに際して、仕事がなかったり、厳しい差別や偏見がありました。国の「同和対策審議会」答申が出て50年が経ちますが、法律ができて、住宅改善や仕事保障、教育の問題など色々なことが以前よりは改善されました。ただ、現在でも同和地区出身であったり、関わりをもっているということで、差別される事件が根強く残っています。結婚については八尾市でも本人通知制度ができましたが、結婚の際に相手の戸籍を調べてその方が同和地区出身だという理由で結婚を破談にするような見えない差別が起こっています。同和地区や被差別部落という言葉は差別がある限り消してはいけないと思っています。大阪府に対しても国に対しても、男女共同参画の中でも当事者として訴えてきて、ようやく国の男女共同参画計画の中に「アイヌの人々であること、同和問題等に加え女性であることなどの複合的に困難な状況に置かれている場合に

ついて」という文言が記載されました。大阪府の計画においても「同和問題等に加え」という文言が記載されています。委員のご指摘については、国や大阪府の計画の表現をそのまま引用されているので、違和感が生じているのではないかと思います。国や大阪府の計画では、障がい者やアイヌや沖縄や在日外国人など様々列記した最後に同和問題等と書かれています。同和問題等の「等」には、列記されているマイノリティ当事者以外の様々な複合的な差別を受ける女性という意味で書かれています。が、「同和問題等に加え」というところで切れている文章をそのまま引用されているため表現が浮いて見えるのではないのでしょうか。部落差別は、住民だけでなく、出身者も差別される現状がありますので、私としては、「同和地区住民」という限定した修正はできないと思います。

●事務局

事務局が説明すべき点を、委員が代わって説明いただきましたことお詫び申し上げます。この件につきましては、修正によって新たな誤解を生むことがないように、記載については重々留意いたします。

●会長

どのように表現するかということは、次回から検討することとします。

●委員

資料9の基本目標Ⅱ－基本課題（2）の取り組み（例）にありますマタハラは、府の計画にも盛り込まれています。国の計画をみると、基本目標Ⅰ「あらゆる分野における女性の活躍推進」に盛り込まれています。セクハラとマタハラは暴力的な側面はありつつも、女性の働く機会の障害にもなっているということを考慮すると、女性の活躍支援の中に位置づける方が良いのではないですか。労働する権利に対する支援としての位置づけを打ち出す方が良い気がします。マタハラに対する最高裁の判決が出て、厚生労働省も指針を出していますので、位置づけを明確にするために基本目標Ⅰに盛り込まれてはいかがですか。

●副会長

資料7の11ページと12ページに指標と目標値の達成状況が掲載されていますが、目標値はできるだけ入れられる数値は入れてはいかがですか。例えば「小・中学校の管理職（教頭・校長）に占める女性の割合」の目標値は「女性管理職の割合を増やす」と書かれています。具体的な数値を示して意思表示をすることも必要であると思います。「市の男性職員の育児休業取得率」についても数値設定をして目標に近づけていくことが大切だと思います。そして10年間の数値の変動を見てはじめて次期プランが策定できるのだと思います。また、「各種団体の女性委員・女性役員の割合」についても自治振興委員会、小学校PTA会長等様々あ

りますが、それぞれ実績値がバラバラですし、目標値も「男女とも50%に近づける」ということではなく細かく設定されてはいかがですか。

●会長

中学校と男女共同参画は大事なテーマだと思いますが、女性の中学校PTA会長が0%というのはなぜなのですか。

●委員

以前はPTA会長といえば名誉職というイメージがありましたが、親の中には役員になると会議への出席や夜間の集まりが難しいと考える人もいますし、昼間の活動も多いので無理と考える人もいます。また、女性が働き始めたということも一因として考えられます。女性が会長を務めることに抵抗感のある地域もあるのかもしれませんが、また、名誉職を務めることに引いてしまう女性もいるのではないのでしょうか。

●会長

PTA会長になろうという人材を育成する講座を男女共同参画センターなどで開催してもらえないですか。数値目標を掲げるだけでなく、取り組みが必要だと思います。

中学校の教育現場に女性の姿が少ないというのはいかがですか。女性がいない場所で子どもたちはジェンダー観を身につけていくことになります。

●委員

中学生、高校生になると女子はクラス委員や生徒会から引いていきます。教員との関わりの中でも、「男子は頑張れ、女子はそこまでなくていい」というような視線があります。女子は自分たちから副次的な役割にとどまろうとしますので、子どもの頃からの啓発がやはり大切だと思います。そのような環境で育ってきているので、大人になってもPTA会長をやるという女性が少ないのではないのでしょうか。

●委員

久宝寺には女性のPTA会長がいます。大変しっかりされていて、なんら遜色ありませんし、充実した会長であると思います。しかし、「各種団体の女性委員・女性役員の割合」ということで自治振興委員会、PTA会長、こども会育成会会長など列挙されていますが、ボランティア的に担っている方も多く、数値目標の設定にはそぐわない項目ではないかと感じています。皆が同一の条件のなかで女性の進出ということであれば数値目標も設定できるでしょうが、ボランティア的に担っている方が多い状況で数値目標を設定すると、地域活動の現状を理解したうえで目標を掲げているのか、という反発が生じるようにも思います。

●会長

自分でもできるかもしれないと一歩踏み出そうとしている人へのエンパワーメントが行政の役割ではないでしょうか。日時や回数などに配慮して誰でも参加できるPTA活動を行う工夫も必要です。育児休業にしても誰かが一歩を踏み出さなければ状況は変わりません。

それでは、骨子案については以上で承認いただけますか。

●委員

若者への予防啓発についても、計画に盛り込んでいただけますか。

●会長

盛り込みます。

本日の案件は以上です。その他に事務局より連絡事項等あればお願いします。

●事務局

次回の審議会の開催は9月16日を予定しております。

●会長

ワーキング会議での検討は進んでいますか。

●事務局

ワーキング会議では庁内意見のとりまとめを行っており、審議会における議論と双方に連携しながら進めています。

●会長

今日の議論がワーキング会議に報告されるということ、また、ワーキング会議における議論が次回の審議会に報告されて、互いに計画の肉づけを行なっていくということですね。

●事務局

本日は大変お忙しい中、会長、副会長、委員の皆様にご出席賜り、また、熱心にご議論いただき貴重なご意見誠にありがとうございました。いただいたご意見を参考にし、今後のプラン策定及び本市の男女共同参画の社会づくりに活かしてまいります。

本日はありがとうございました。

—閉会—